

町立幼稚園



施設を利用する際の手続きは、新たに入園するのか、通っている施設を継続通園するののかによって異なります。新制度では、幼稚園を利用するために、子どものための教育・保育給付にかかる「認定」を受けていただく必要があります。

- 対象児 年少児（3歳児） 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ
年中児（4歳児） 平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ
年長児（5歳児） 平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ

- 保育時間 月～金曜日

- ①基本保育 午前9時～午後1時30分
- ②預かり保育 朝：午前7時40分～午前9時 夕：午後1時30分～午後6時
- ③一時預かり保育 午前7時40分～午後6時

- 保育料等 平成27年度の保育料については現在検討中です。決定した段階でお知らせします。

- 在園児の手続き 認定申請の手続きは幼稚園を通じて案内がありますので、お待ちください。



【問い合わせ先】 矢吹町教育委員会（学校教育課子育て支援室） ☎（42）2230

ひかり保育園（八幡町）☎（42）3559 中央幼稚園（一本木）☎（42）2105

あさひ保育園（善郷内）☎（42）4938 中畑幼稚園（根宿）☎（43）2005

矢吹幼稚園（大町）☎（42）2626 三神幼稚園（神田西）☎（45）2054

認定こども園ポプラの木



認定こども園ポプラの木は、幼稚園と保育園とが連携し一体的な運営を行う幼保連携型の保育施設です。保育園は0歳児（生後9週より）から5歳児まで、幼稚園は3歳児から5歳児までの児童を募集します。

聖和保育園

定員（70人）①0歳児（生後9週より）15人 ②1歳児20人 ③2歳児25人 ④3～5歳児10人

保育時間 ①通常保育 午前7時15分～午後6時15分 ②延長保育 午後6時15分～午後6時45分

保育料等 保育料は認可保育園のため町立保育園と同額です。また、延長保育を利用する場合、延長保育料がかかります。

※平成27年度の保育料については現在検討中です。決定した段階でお知らせします。詳しくは、前ページ保育園の保育料をご覧ください。

※入園資格・必要書類・保育園の保育時間については、前ページ保育園の各項目をご覧ください。

※3～5歳児の保育園への入園は、進級児童がいるため現在のところ定員に達している状況です。

聖和幼稚園

定員（80人）①3歳児26人 ②4歳児27人 ③5歳児27人

保育時間 ①通常保育 午前8時30分～午後1時30分（午前7時15分から預け入れ可能です）

②預かり保育 午後1時30分～午後6時15分

③延長保育 午後6時15分～午後6時45分

保育料等 平成27年度の保育料については現在検討中です。決定した段階でお知らせします。

※5歳児の幼稚園への入園は、定員に達しているため、お受けできません。

- 申込方法 入園を希望される方は園においでください。（入園願書をお渡しします）

- 願書受付 11月5日（水）より受付が始まります。（月～金 午前9時～午後5時）

【問い合わせ先】 認定こども園ポプラの木 ☎（42）3727 ☎（29）8006

「いきいき子育て」応援します！

新・入園児募集

平成27年度 町立・私立

- ・保育園
- ・幼稚園
- ・認定こども園

平成27年度新入園児を募集します

町立・私立の保育園、幼稚園、認定こども園の新入園児を募集します。

11月10日から保育園、町立幼稚園の利用申込書等を配布しますので、入園を希望される方は教育委員会までお越しください。

入園申込書の受付期間

11月17日（月）～28日（金）（土日、祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分

入園申込書の提出先 【保育園】教育委員会 学校教育課

【町立幼稚園】各町立幼稚園



保育園



平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、保育所の利用を希望する方は、保育の必要性についての認定を受ける必要がありますが、矢吹町では保育園利用の申込手続きで認定申請を兼ねていますので、事前に認定の手続きをする必要はありません。

町立あさひ保育園

定員 90人

保育時間

- ①月～金曜日 午前7時40分～午後6時
- ②土曜日 午前7時40分～午後0時30分
- ③延長保育 午後6時～午後7時

私立矢吹町ひかり保育園

定員 120人

保育時間

- ①月～金曜日 午前7時20分～午後6時20分
- ②土曜日 午前7時20分～午後5時30分
- ③延長保育 午後6時20分～午後7時20分

●入園資格・必要書類

保育園へ入園するためには、町へ支給認定書を提出し、保育認定（2号認定、3号認定）を受ける必要があります。保育認定を受けられるのは、「保育の必要な事由」（保護者の就労、妊娠、出産、障がい、家族の介護・看護など）に該当する場合です。

●保育園の保育時間

保育認定を受けた方は、保育の必要量によって「保育標準時間（11時間保育）」または「保育短時間（8時間保育）」に区分されます。それぞれ延長保育を利用できます。

●保育料

児童の年齢や、保護者の所得（町民税額）などで決定します。

また、保育時間（1.保育標準時間、2.保育短時間）の2つの保育料を設定します。

平成27年度の保育料については現在検討中です。決定した段階でお知らせします。

※平成26年度からの変更点

これまでは保護者の所得税額を基準としていましたが、平成27年4月分の保育料から、町民税額を基準とします。

●矢吹町外の保育園などへの入園について

町外の保育園などへの入園を希望される場合は、希望保育園を所管する市町村と矢吹町との委託契約により決定します。まずは矢吹町教育委員会へご相談ください。